

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第5報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。
 ・平成28年7月29日 保医発0729第4号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
362	右	上から3行目	<p>D007 血液化学検査 (1)～(49) 略 <u>(50) 25-ヒドロキシビタミンD</u> <u>ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。</u> (51) 血液化学検査の「注」に掲げる検査と併せて、血液化学検査の「注」に掲げる検査を準用することが認められている検査を行った場合は、当該検査も「注」に掲げる項目数の算定に含める。 (52) 血液化学検査の「注」のハの「注」に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が多くなることに鑑み、血液化学検査の「注」に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算は算定できない。また、基本的検体検査実施料を算定している場合にあっては、当該加算は算定できない。</p>	<p>D007 血液化学検査 (1)～(49) 略 新設 (50) 血液化学検査の「注」に掲げる検査と併せて、血液化学検査の「注」に掲げる検査を準用することが認められている検査を行った場合は、当該検査も「注」に掲げる項目数の算定に含める。 (51) 血液化学検査の「注」のハの「注」に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が多くなることに鑑み、血液化学検査の「注」に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算は算定できない。また、基本的検体検査実施料を算定している場合にあっては、当該加算は算定できない。</p>	字句挿入
381	右	上から2行目	<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性 ア～エ 略 <u>オ 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性 ア～エ 略</p>	字句挿入